

相続コーディネート実務士が教える

遺言を作るために 知っておきたいこと







〇 目次

- P.2 はじめに 遺言で相続争いを防ぐ
- P.3~4 相続で問題になることの多い事柄
- P.5 遺言の効力はどこまで?
- P.6 法的効力のない遺言もある
- P.7 特別方式の遺言と普通方式の遺言の違い
- P.8 普通方式の遺言の種類
- P.9 遺言書作成の注意点
- P.10 遺言を作るために知っておきたいポイント
- P.11 会社概要

(はじめに

はじめに 遺言で相続争いを防ぐ

私は相続コーディネーターとして、全国から寄せられる相続相談を毎日受けています。 最も多いのは「遺産分割協議」に関することで、じつに全体の3分の1を占めているほど。 遺産分割協議というのは、遺産をどう分けるのかを相続人全員で話し合うことをいいます。

個々の具体的な内容はさまざまで少しずつ違いますが、もめている方の多くは、 「家族が亡くなって相続手続きを進めてないといけないが、相続人のあいだで遺産分割の話し合い がつかず、うまくいかなくなってしまった。どうすればいいだろうか」という内容です。 すでに家庭裁判所の調停や裁判になってから相談にいらっしゃることもめずらしくありません。

相続になったとき、身内の縁が切れてしまうほどもめてしまっては、相続の価値がありません。

そこで、自分の死後、遺産分割の争いが起きないように、生前から相続の方法を具体的に決めておくことができるようになっています。このシステムを「遺言制度」といい、亡くなった人の意思を書面に残したものを「遺言書」といいます。

では、相続争いを最小限にとどめるためには、どうしたらいいでしょうか。 次ページ以降、相続手続きを進める際、問題になることの多い事柄をリストにしましたので、チェックしてみてください。あなたや家族にあてはまる項目がどれか一つでもあれば、身内の感情的な行き違いを争いに発展させないための配慮が必要です。早めに決断して遺言書を残したほうがいいでしょう。



相続で問題になることの多い事柄

【境遇】

- ・独身…独身で子がなく親か兄弟姉妹が相続人
- ・子がいない…結婚しているが子がなく、配偶者と親か兄弟姉妹が相続人
- ・配偶者が他界…配偶者がすでに他界し、子が相続人
- ・再婚、認知…先妻/先夫の子、後妻/後夫の子、認知した子がある
- ・代襲相続…子や兄弟姉妹が先に亡くなり、その子や孫がいる

【家族関係】

- ・不仲…家族間ですでに争いを抱えていたり、疎遠、対立している
- ・同居…相続人が複数同居している
- ・介護…介護をしている、または介護を受けている
- ・内縁…内縁関係の妻/夫がいる
- ・使用貸借…財産である不動産に住んでいる相続人がいる
- ・行方不明…相続人に行方不明者がいる
- ・海外在住…相続人に海外在住者がいる



相続で問題になることの多い事柄

【財産の内容】

- ・不動産…財産の中に不動産がある、もしくは財産の多くが不動産である
- ・共有名義…不動産(収益不動産を含む)が分けられない、分けにくい
- ・生前贈与…生前贈与した財産がある
- ・会社経営…会社経営しており、株を所有している

【特別な思い】

- ・分与…特定の相続人に多く分けたい、または分けたくない
- ・寄与…介護や事業に貢献してくれた相続人に多く分けたい
- ・争い回避…家族で争わないために準備しておきたい
- ・家業…家業を継ぐ者(後継者)に多く分けたい
- ・援助…援助が必要な相続人(障害者、独身等)に多く分けたい
- ・遺贈…相続権のない孫や嫁、兄弟姉妹に遺産を分けたい
- ・寄付…公益団体等(国・市町村・学校・病院)に寄付したい



遺言の効力はどこまで?

遺言は、書いたことすべてに法的な効力があるわけではありません。 基本的には何を書いてもかまいませんが、遺言者の一方的な意思表示によって効力が生じる制度な ので、法的に有効な事項は次の点に集約されます。

①相続に関すること…遺産分割に関わる事項について意思を伝える 遺産の分割、推定される相続人の廃除および廃除の取り消し、生前贈与の算定に関する意思表示、 相続分の指定または指定の委託、遺産分割方法の指定または指定の委託、遺産分割の禁止、相続人 間の担保責任の指定、遺贈の減殺方法の指定

②<mark>身分に関すること</mark>…相続人となるべき人などを指定する 遺言による認知、未成年後見人の指定および未成年後見監督人の指定

③財産処分に関すること…財産をどのように処分するか意思を伝える 遺贈、寄付行為、信託の設定

④遺言執行に関すること…遺言を実行する人を指定する 遺言執行者の指定または指定の委託

⑤その他 祭祀承継者の指定、遺言の撤回





法的効力のない遺言もある

形式的に有効な遺言であっても、すべての内容が法的な効力を持つものではありません。 下記の二つについては、効力がありません。

- ①葬儀に関すること
- ②献体、臓器移植、アイバンク

もし法定相続分とは異なる内容の遺言書を作成する場合などは、なぜ自分がこのような内容の 遺言書を作成したのかについて、「<mark>付言事項</mark>」として記載することができます。

付言事項は遺言としての効力を有するわけではありませんが、<mark>遺言内容の理由やそう決めるに至った思いを記載する</mark>ことで意思を伝える一助になります。あるいは、遺言書とは別に、自分の気持ちを綴った家族宛の手紙を作成し、遺言書を一緒に保管しておくことも説得材料になります。



特別方式の遺言と普通方式の遺言の違い

遺言には、法的に大きく分けて「特別方式」と「普通方式」によるものがあります。

特別方式による遺言は、「危急時遺言」と「隔絶地遺言」とに分けられます。 危急時遺言とは、病気などで死が迫っているときや、船や飛行機が遭難して死が迫っているときに書 かれたもの。隔絶地遺言は、伝染病で隔離されているとき、船のなかにいて一般の人と連絡が取れな いときなどに書かれたものをいい、いずれも特殊なケースです。

通常は「普通方式」による遺言が一般的です。

この普通方式による遺言には3種類あって、それぞれにメリット、デメリットがあります。

普通方式の3種類について、次ページで紹介します。





普通方式の遺言の種類

①自筆証書遺言

遺言者がすべて自筆で作る遺言書のことです。証人が不要で、費用がかからず、紙とペンと印鑑さえあれば作成できるため、最も簡単な方法です。その反面、遺言書が発見されないケースや偽造、改ざんのおそれがあり、かえってトラブルを招くこともあります。また、家庭裁判所の検認が必要です。

②公正証書遺言

遺言者が用意した下書きや口頭で述べた内容を、2人以上も証人の立ち会いのもと、公証人が文書にする遺言書です。法的な不備は回避できますが、費用がかかります。

③秘密証書遺言

遺言書を秘密に保管するための方式で、公証人に依頼し、証人2人の同行も必要です。 自筆証書遺言のように、遺言が本物かどうかといった遺族間の争いが起きづらく、公正証書遺言 のように遺言の「内容」を人に知られてしまうこともありませんが、公証人が遺言の「内容」ま で確認をするわけではないため、遺言としての要件が欠けており無効になってしまう危険性がな いとはいえません。



遺言書作成の注意点

遺言書は、書面にしておくことが必要となります。

本人の意思が確認できても、ビデオカメラで撮影したものやテープレコーダーで録音したもの、 パソコンで入力したものは、遺言としては無効とされています。

遺言書の書き方にはいくつかの決まりがありますが、何に書くか、何で書くかについては特別な制限はありません。

のちのちのトラブルを防ぐためにも、だれにどの財産を与えるのか、きちんと特定できるように書くのがポイントです。たとえば「自宅の敷地」などのあいまいな表現ではなく、地番、面積まで明記します。同様に、預貯金は銀行名、支店名、口座の種類と口座番号を、株は会社名と株数などを明確に書きます。記載内容を間違えないためにも、戸籍謄本や登記簿謄本、預金通帳などの資料を見ながら正確に書くことをおすすめします。

また、不動産に関しては、「~を相続させる」と記載します。この書き方であれば登記する費用が安くなったり、単独で手続きができるようになるなど、メリットがあるからです。



遺言を作るために知っておきたいポイント

- ✓ 自分の死後、遺産分割の争いが起きないように、生前から相続の方法を具体的に 決めておき、遺言書として書面で残すことができるようになっている。
- √ 遺言書に書く事項として、法的に有効なのは、①相続に関すること、 ②身分に関すること、③財産処分に関すること、④遺言執行に関すること。
- ✓ 付言事項によって、感謝の気持ちや遺産分割についての思いを伝えることができる。
- √遺言には、特別方式と普通方式がある。普通方式が一般的。
- √ 普通方式には、①自筆証書遺言 ②公正証書遺言 ③秘密証書遺言の3つがある。
- ✓ 遺言書は、書面にしておく必要がある。
- ✓ トラブルを防ぐため、誰にどの財産を与えるのか、特定できる書き方をする。



社名	株式会社夢相続
所在地	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新槇町ビル5階 TEL: 0120-333-834 / FAX: 03-5255-8388
設立	平成13年12月20日
資本金	7,000万円
事業内容	相続コーディネート業 資産に関する提案業 不動産コンサルタント業 不動産投資顧問業 土地有効利用に関する企画・調査・立案業 不動産の売買・賃貸・仲介 不動産の管理業 損害保険・生命保険の代理店業
役員	名誉会長 松井俊夫 代表取締役 曽根恵子 専務取締役 水口日慈
社員数	14名
取引銀行	みずほ銀行、三井住友銀行